

移送サービス「ひばり号」



車いすのまま乗れるリフト付車で、**単独でタクシーその他の公共交通機関を利用することが困難な方に対して、有料による移送サービス**を実施しております。

1 利用できる方

市内に住所を有し、公共交通機関の利用が困難な方で、介護保険の認定を受けている方や、障害等により単独での移動が困難な方。
※ 事前登録と原則付き添い介助者が必要です。(登録申請の決定された方)

2 運行日時

年末年始を除く、日曜日から土曜日の午前8時30分から、午後5時15分まで。

3 料金及び支払方法

利用者宅から目的地までの距離により料金が掛かります。
支払い方法は、社協で販売する「運行利用券」や、厚木市から交付されている「福祉タクシー利用券」でお支払ください。

★ 5kmまでは600円で、10km以内では1,200円

★ 10kmを超える場合は、1,800円

※ 運行は、市内全域及び社協事務所から概ね半径20km以内

4 申込方法

予約制で、利用日の1箇月前から3日前までに申し込みをしてください。(ご希望に添えない場合もあります)

5 申込み・問合せ先

厚木市社会福祉協議会 援護係

☎ 225-2947

